

福島県行財政改革推進本部会議 次第

日 時 平成26年6月9日（月）

9：40～9：50

（災害対策本部員会議終了後）

場 所 第二特別委員会室

1 開 会

2 議 題

復興・再生に向けた行財政運営方針に基づく平成25年度における
主な取組状況（案）について

3 閉 会

うつくしま行財政改革大綱 (平成18年度～22年度)

《基本目標》
行財政運営のパラダイムシフト
(枠組み転換)
—住民基本の地方自治の実現に向けた
行財政システムの確立—

平成23年3月11日
東日本大震災発生

平成24年10月、震災からの復興・再生
に向けた当面の行財政運営の基本的な
考え方を策定

『復興・再生に向けた 行財政運営方針』

(概ね5年間)

◎以下の3つの視点に重点を置いた
柔軟な行財政運営を推進

視点1 財源と財政健全性の確保

- 1 自主財源の確保
- 2 国からの復興財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

視点2 執行体制の強化

- 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・再生に向けた人員の確保
- 3 復興・再生を担う人材の育成
- 4 多様な主体との協働の推進

視点3 市町村との連携強化

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
- 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援

その他の取組 積極的な情報発信等

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

1 自主財源の確保

県有財産の活用

3億円

(未利用財産処分、ネーミングライツ導入等)

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分	4件	208.3百万円
広告事業、貸付	31件	42.4百万円
ネーミングライツの導入	1件	52.5百万円

2 国からの復興財源確保

国からの復興財源確保

・震災復興特別交付税 **777億円** (H26当初予算額)
・福島再生加速化交付金 **1.600億円** (H25補正・H26当初予算額)

国に対し、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税が通常分とは別枠で確保されるとともに、新たに本県独自の福島再生加速化交付金が創設されました。

3 原子力損害賠償金の確保

原子力損害賠償金の請求

28億円

(H24一般会計請求額)

平成24年度一般会計分の損害(財物損害を除く)を取りまとめ、東京電力に対し損害賠償請求を行いました。また、下水道事業、工業用水道事業及び病院事業に受けた損害について、東京電力に賠償請求し、一部について支払いを受けました。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

歳入の確保

17億円

(事務事業見直し)

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。
(主な取組)

事務事業の抜本的な見直し等	17億円
原子力災害等復興基金の活用	1,362億円
県債の更なる活用	114億円

(H26当初予算ベース)

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

組織体制の強化

- ・原子力安全対策課の執行体制強化
- ・復興住宅担当課長新設等

長期化する原子力災害への対応や重点プロジェクトの更なる加速化など、本県が直面する重要課題に迅速かつ的確に対応していくため、組織改正等を行いました。

2 復興・再生に向けた人員の確保

必要な人員の確保

143名増

(H26任期付職員を含む：知事部局)

平成26年度に向けて正規職員や任期付職員の採用、他県等応援職員の受入れなど必要な人員の確保に努めました。

H26正規職員(知事部局)	74名増
H26任期付職員(知事部局)	69名増
他県等応援職員(教育庁含む)	209人
民間企業等派遣職員(教育庁含む)	10人

※H26.4.1現在(任期付職員には民間企業等派遣、市町村派遣含む)

3 復興・再生を担う人材の育成

職員研修の充実

- ・新採用職員サポート職員 **372名**
- ・会計事務職員研修 **1,682名**
- ・メンタルヘルス研修 **1,086名**

新採用職員の相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置する「新採用職員サポート制度」や会計事務職員の資質向上に向けた研修会、メンタルヘルスケアに関する研修会等を実施しました。(H25配置・受講職員数等)

4 多様な主体との協働の推進

専門的知識を持った人材の活用

- ・情報発信戦略アドバイザー
- ・原子力対策監
- ・原子力専門員 等

外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

市町村との協議等

63回 (3人4脚)

(H25市町村訪問協議)

原子力災害により避難地域等となつて、市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

県職員の派遣

- ・県職員29名派遣 (H26県職員の市町村派遣数)
- ・県任期付職員29名派遣 (H26県任期付職員市町村派遣数)

市町村からの派遣要請により県職員を派遣するとともに、県任期付職員の公募・選考を行い、被災市町村へ派遣しました。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

復興公営住宅の整備

4,890戸

(H25.12第二次復興公営住宅整備計画)

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備に着手しました。
(H26.6.1現在着工数519戸)

4 市町村の財政運営に対する支援

復興財源の確保

- ・震災復興特別交付税 **494億円** (H25.59市町村)
- ・市町村復興支援交付金 **103億円** (H25.10市町村)

平成25年度震災復興特別交付税の算定のほか、新たに市町村復興支援交付金を交付するとともに、復興交付金の拡充等を要望するなど市町村への財源確保のための支援を行いました。

《その他の取組》分かりやすく積極的な情報発信等

ふくしまからはじめよう。主要事業 (H26年度38事業(約91億円)を選定)

「フェイスブック」いいね!4万人超 (H26.4.30現在:公式都道府県フェイスブックで最多)

モニタリング検査結果公表 (県民生活の安全・安心の確保)

風評払拭に向けた情報発信 (観光、県産品、農林水産物)

復興・再生に向けた行財政運営方針

平成 2 5 年度における 主な取組状況 (案)



平成 2 6 年〇月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	4
1 復興・再生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・再生に向けた人員の確保	
3 復興・再生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	12
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV その他の取組	19
1 分かりやすく積極的な情報の発信	
2 継続的な行財政改革への取組	

復興・再生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

【基本的考え方】 財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

【対象期間】 ○ 概ね5年間

○ 復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定を検討。

【進行管理】 ○ 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。

○ 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。

復興・再生の着実な推進

復興を支える財源の確保
と財政健全性の確保

復興を加速させる執行体制の強化

復興を進める市町村との
連携強化



【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 新たに生ずる課題への財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

・事務事業の抜本的な見直し等	17 億円	(平成26年度当初予算ベース)
・原子力災害等復興基金の活用	1,362 億円	(")
・県債の更なる活用	114 億円	(") ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分	4件	208.3百万円
広告事業、貸付	31件	42.4百万円
ネーミングライツの導入	1件	52.5百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との連携を深めるため、全県及び各地域に滞納整理推進会議を開催し、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

年度	件数	金額(千円)
平成25年度	4,235	107,523
平成24年度	2,652	69,083

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。(県HPへの掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事でのPR等)

今後の取組
の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
平成26年度	777	(当初予算ベース)
平成25年度	658	(交付決定ベース)
平成24年度	914	(交付決定ベース)

◆「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対して本県の復興推進に必要な重点事項への平成26年度予算措置を要求し、国の平成25年度補正予算、平成26年度当初予算において財政措置されました。

・協議会の開催実績 1回(平成25年8月11日)

◆継続的な財源措置

平成25年度に創設された「福島原子力事故影響対策特別交付金」について、平成26年度も継続して予算措置されました。

交付金	平成25年度	平成26年度
福島原子力事故影響対策特別交付金	35.5億円	35.5億円

(2) 新たに生ずる課題への財源確保

◆再生加速化に向けた新たな交付金の創設

国に対して長期避難者等の生活拠点の形成など長期避難を余儀なくされる住民への支援や避難指示区域等の地域再生に必要な長期的・安定的かつ地域の実情に即応できる財源措置を求め、新たに本県独自の「福島再生加速化交付金」が創設されました。

交付金	平成25年度補正	平成26年度当初
(新)福島再生加速化交付金	512億円	1,088億円

※ 福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金は、平成25年度補正予算において新設された福島再生加速化交付金に統合

今後の取組 の方向性

■ 復興の動きを加速化するために、引き続き、国に対して継続・安定的な財源措置及びより広くきめ細やかなニーズに対応可能な制度の運用を求めていきます。

3 原子力損害賠償金の確保

◆原子力損害賠償金の請求

平成24年度一般会計分の損害（財物損害を除く。）を取りまとめ、平成25年10月に東京電力に対し損害賠償請求を行いました。

また、下水道事業、工業用水道事業及び病院事業に受けた損害について、東京電力に賠償請求し、一部について支払いを受けました。

一般会計分	請求額	受領額
平成23年度	6,424,702,123円	3,450,735,492円
平成24年度	2,837,329,759円	(現在審査中) 0円
公営企業会計分	請求総額	受領総額
下水道事業	4,654,095,484円	4,481,342,728円
工業用水道事業	76,190,267円	34,345,637円
病院事業	1,956,324,141円	1,945,676,142円

今後の取組 の方向性

■ 引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◆事務事業の見直し

平成26年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリングを通じて、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。

◆歳入の確保【再掲】

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

・ 事務事業の抜本的な見直し等	17 億円	(平成26年度当初予算ベース)
・ 原子力災害等復興基金の活用	1,362 億円	(")
・ 県債の更なる活用	114 億円	(") ほか

今後の取組 の方向性

■ 全ての事務事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、引き続き、財政健全性の確保に努めます。



【取組方針】

- 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・再生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配
 - (2) 国等への働き掛け
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・再生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進する仕組みや体制づくり
 - (2) アウトソーシングの推進
 - (3) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

◆組織改正

東日本大震災及び原子力災害からの一日も早い復興・再生に向け、長期化する原子力災害への対応や重点プロジェクトの更なる加速化など、本県が直面する重要課題に迅速かつ的確に対応していくため、次のとおり組織改正等を行いました。

《平成26年度組織改正の主な内容》

- 原子力発電所の安全監視体制の強化
 - ・原子力安全対策課の執行体制強化、楡葉町への駐在員の配置
- 復興公営住宅整備に向けた推進体制の強化
 - ・復興住宅担当課長の新設
- 浜通り出先機関の体制強化
 - ・相双農林事務所農村整備部の2課を3課体制へ改編
 - ・相双農林事務所森林林業部に用地課を新設
 - ・いわき建設事務所復旧・復興部の復旧・復興課を2課へ改編
- 双葉郡中高一貫校開設に向けた体制強化
 - ・高校教育課の執行体制強化、いわき市に駐在員を配置

◆財務事務の適正化に向けた執行状況確認・自己点検

重点事業285事業及び重点事業以外の主要事業110事業について、四半期毎に新生ふくしま復興推進本部において、歳入・歳出予算の執行状況の確認・点検を行い、予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めました。

◆経理事務のチェック体制の確保等

復興・再生業務の本格化に伴う経理業務の増加に対応するため、経理部門において必要な増員を行い、経理事務のチェック体制の確保を図りました。

また、会計事務の適正執行に向け、出納局内に専任職員を配置し、指導体制の一層の強化を図ることとしました。

《平成26年度組織改正の主な内容》

- ・生活環境総務課に「予算担当主幹」を新設
- ・相双農林事務所総務部総務課に「経理担当主任主査」を新設
- ・出納局出納総務課に「会計指導担当主任主査」を新設 など

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

全庁一丸となって復興・再生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“ふくしま”の新生を実現するため、「新生ふくしま復興推進本部」を設置（平成25年3月11日設置）し、運営しました。

○平成25年度開催実績 17回

《主な協議事項（決定事項）》

1 国の予算要求について

- ・復興・再生に向けた要望（第6回本部会議：平成25年6月10日）
- ・平成26年度国の予算要求に向けた取組（第9回本部会議：平成25年8月7日）等

2 復興特区等の活用について

- ・農林水産業特区の変更申請（第12回本部会議：平成25年11月18日）
- ・ふくしま産業復興投資促進特区の変更申請（第18回本部会議：平成26年2月14日）等

3 医療・再エネ関連産業の集積について

- ・医療関連産業の集積加速化に向けた新たな支援パッケージ（第10回本部会議：平成25年9月9日）
- ・福島空港メガソーラー事業（第14回本部会議：平成25年12月2日）等

◆組織改正（警察本部）

震災後の社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築し、県民の安全・安心の確保を図り、本県の復興及び再生を治安面から力強く支えるため、次のとおり組織体制を整備しました。

《平成26年度組織改正の主な内容》

○いわき中央警察署の復興支援係を課に格上げし、課長の充て職として「いわき地域復興特命調整官」を新設

○福島警察署川俣分庁舎に移転していた双葉警察署浪江分庁舎の機能を元の浪江町に戻し、平成26年4月1日から業務再開

○警備部災害対策課に「原子力災害対策官」を新設したほか、同課に附置する警備隊に分駐隊を新設し、特別警ら隊を再編

今後の取組 の方向性

■ 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一体となって、復興・再生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。

■ 増大する復興・再生事業を適切に執行するため、迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。

2 復興・再生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

平成26年度に向けて正規職員や任期付職員の採用により職員を大幅に増員したほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員の受入れなどにより必要な人員を確保するとともに、適正な配置に努めました。

- ① 平成26年度正規職員（知事部局） 74名増員（うち平成25年11月1日付け前倒し採用15名）※平成26年4月1日現在
- ② 平成26年度任期付職員（知事部局）69名増員（市町村派遣者7名、民間企業等派遣職員9名を含む）※平成26年4月1日現在
- ③ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度を活用し、10名を採用（JR東日本(株)、(独)都市再生機構、東京都住宅供給公社等）
- ④ 任期付職員の採用職種の拡大（従来の職種に加え、電気・機械を追加）
- ⑤ 他県等応援職員受入決定数（※平成26年4月1日現在）

年度	要請数	決定数	団体数	充足率
平成24年度	315名	230名	40団体	73.0%
平成25年度	296名	220名	44団体	74.3%
平成26年度	241名	209名	43団体	86.7%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

サテライト校で学ぶ生徒に対しきめ細かな指導を行うために必要な教員を配置したほか、大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援、臨時休業中の学校が再開する場合の教員確保のため活用しました。

- ・ サテライト校への教員配置 7名 (7校)
- ・ スクールカウンセラー配置 427校 (中学校・高校は全校配置)
- ・ 教職員の加配 503名 (小中学校340校)

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として容認された警察官の緊急増員（295名）について、即戦力をもって対応するため、他都道府県警察から多くの特別出向者を受け入れました。

また、避難者の流入による人口急増、復旧作業員等による犯罪増加等に対応するため、いわき方部及び相双方部の警察署を増員するなど、必要な部署に優先的に人員を配置しました。

- ・ 平成25年度特別出向者 255名

(2) 国等への働き掛け

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

本格化する復興・再生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人材確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《要請活動等の内容》

- ・ 全国知事会議における職員派遣要請（4月、7月、11月）
- ・ 自治法派遣要請訪問（各都道府県等／平成25年10月18日～12月3日）

《主な成果》

- ・ 平成26年度他県等応援職員受入決定数 209名（43団体）【再掲】
- ・ 職員受入経費等の震災復興特別交付税措置の継続
- ・ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度（平成24年度要望後に国が制度化）を活用し、10名を採用（JR東日本（株）、（独）都市再生機構、東京都住宅供給公社等）【再掲】
- ・ 本県警察官定員基準の増員（平成26年度275名、平成27年度255名、平成28年度240名）

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・再生を担う有為な人材を確保するため、受験資格の見直しや東京都での1次試験の実施など受験機会の拡大を図りました。

① 受験資格の見直し	
競争試験	大卒程度の受験年齢上限を29歳未満から35歳未満へ引き上げ、試験を実施
選考試験	受験年齢要件を引上げ ・ 保健師：29歳以下→35歳以下 ・ 獣医師：40歳以下→45歳以下 など
② 受験機会の拡大	
競争試験	民間企業等職務経験者の試験日程を6月から9月実施へ変更
選考試験	獣医師の1次試験を初めて東京会場で実施

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・再生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・再生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人に対して、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。

また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して研修会を開催したほか、制度の実施状況等を把握するために、新採用職員とサポート職員を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・平成25年4月1日付け新採用職員(知事部局のみ。任期付職員を含む。)に対して、サポート職員372名を設置
- ・サポート職員研修会：開催回数2回、受講者271名

◆会計事務職員の資質向上

会計事務の適正執行に向けて、内部けん制の役割を担う管理職を対象とした研修を新たに実施するとともに、財務会計事務の手引書である「会計事務必携」を改訂し全執行機関の会計事務職員に配布して研修会や日常指導で活用するなど、会計事務職員の資質向上を図りました。

①管理職会計実務研修会	476名
②会計実務研修会	779名
③新規採用会計事務職員研修会	118名
④新任会計事務職員研修会	73名
⑤出納事務職員研究会	25名
⑥新任出納事務職員研修会	17名
⑦財務会計システム研修	194名
合 計	1,682名

◆専門性を有する技術職員(土木・農林土木技術職員)の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象としたコースを設置したほか、除染など新たな業務へ対応した研修内容を追加するなどの見直しを行いました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修(対象者)	受講者数
土木技術職員	700名
農林土木技術職員	317名

◆職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、管理職員に対する研修を実施しました。

研修名	開催回数	受講者数
新任管理者特別研修	1回	111名
本庁・出先機関管理者研修会	8回	526名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスクエアに関する研修会を実施しました。

《メンタルヘルスクエアに関する研修会》

メンタルヘルス（職場復帰・再発防止支援）研修会	115名
メンタルヘルスサポート研修	846名
U30健康教育セミナー	125名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、民間企業や大学院等への派遣研修を検討し、職員派遣を決定しました。

《長期派遣研修（平成26年4月1日現在）》

政策研究大学院大学	1名	防災・復興・危機管理プログラム
三井物産株式会社（三井物産プラントシステム株式会社）	1名	新エネルギー推進本部
株式会社JTB国内旅行企画	1名	東日本事業部商品企画部
一般財団法人自治体国際化協会	1名	ソウル事務所
独立行政法人日本貿易振興機構	1名	デュッセルドルフ事務所
東日本高速道路株式会社	1名	相馬工事事務所

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成【再掲】

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治体派遣職員を対象としたコースを設置したほか、除染など新たな業務へ対応した研修内容を追加するなどの見直しを行いました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	700名
農林土木技術職員	317名

(3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

◆人事評価制度導入に向けた取組

「新たな人事評価制度」導入に向けて職員の理解を深めるため、職員研修ニュースレターや新任管理者研修で制度周知を図りました。

・職員研修ニュースレターでの制度周知	5回
・新任管理者特別研修	1回開催／受講者111名

今後の取組
の方向性

■引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組んでいきます。

■復興・再生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。

■復興・再生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルヘルスクエアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定締結

民間企業等と包括連携協定を締結し、相互の連携を強化するとともに、地域の活性化や県民サービスの向上を図りました。

平成25年7月8日	グーグル株式会社と「復興と防災への取組に関する協定」を締結
平成25年7月23日	株式会社ファミリーマートと包括連携協定を締結
平成25年9月12日	一般社団法人RCF復興支援チームと包括連携協定を締結

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援に効果がある取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達、情報公開などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

《ふるさと・きずな維持・再生支援事業》

平成25年度	採択事業数	36事業
--------	-------	------

《NPO法人等活動基盤整備事業》

平成25年度	14講座
--------	------

◆復興に向けた多様な主体との協働推進

復興へ向けた多様な主体との協働推進戦略会議を設置し、行政だけでなく、地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めました。

・協働推進戦略会議	年4回
・協働事業推進連絡調整会議	年2回

◆総合計画（ふくしま新生プラン）の進行管理における連携

総合計画（ふくしま新生プラン）について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

《地域懇談会》

- ・県内7地域で延べ9回開催
- ・意見総数105件、参加者79名

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など大幅な業務量の増加に対応するため、発注者支援業務委託やCM（コンストラクション・マネジメント）業務委託を活用し、設計図書作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事44件、除染15件
CM業務委託	4件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・再生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などアウトソーシングの可否について検討を行い、外部委託等を進めました。

- ・農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入、前処理等業務
- ・補助金や奨学金等に係る申請受付、審査業務等
- ・福島県復興公営住宅入居支援センターにおける入居募集から選定業務等
- ・民間借上げ住宅の家賃等支払業務等

(3) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《主な内容》

情報発信戦略アドバイザーの委嘱

総合的・多角的な視点から庁内の情報発信方法を改善するとともに、新たな民間等とのネットワークを構築し、風評払拭等に向けた「伝わる」発信につなげていくため、「情報発信戦略アドバイザー（平成25年5月27日）」を新設・委嘱しました。

原子力対策監、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監（平成25年10月1日）」及び「原子力専門員（平成25年4月1日）」を新設・任命しました。

○原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等

○原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議にオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（17人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

○市町村への助言等 14回、講演会等への講師派遣 21回

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会、甲状腺検査評価部会

県民健康調査について助言を得るため、外部の専門家からなる検討委員会を開催しました。

また、甲状腺検査について適切な評価を行っていくため、外部の専門家からなる「甲状腺検査評価部会」を設置しました。

○「県民健康調査」検討委員会 4回開催、甲状腺検査評価部会 2回開催

廃棄物処理施設課題検討会

廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことから、市町村や事業者及び関係機関が参集する検討会において、専門家より県民の理解を得るためのリスクコミュニケーションの方法について助言をいただきました。

○廃棄物処理施設課題検討会 4回開催

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家15名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

また、庁内で情報共有を図るとともに、県の対応方針を決定するため「原子力関係部長会議」を開催しました。

・ 廃炉安全監視協議会 16回開催

・ 廃炉安全確保県民会議 3回開催

・ 原子力関係部長会議 9回開催

◆ IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《IAEAとの協力プロジェクト》

平成25年4月10日	協力プロジェクト3件に関する実施取決め締結
7月22～26日	IAEA専門家14名が来県
10月30日	協力プロジェクト2件に関する実施取決め締結
12月16～19日	IAEA専門家14名が来県

◆ 除染事業の実施における連携

原子力学会等と連携し、仮置場や除染に対する住民理解を促進するためのリスクコミュニケーションセミナーを開催するとともに、市町村の求めに応じて住民説明会等への専門家や職員を派遣するほか、環境省と共同で設置した除染情報プラザにおいて、専門家の登録を行い、地域のニーズに応じて専門家の派遣を行いました。

除染に関するリスクコミュニケーションセミナーの開催	2回
住民説明会等への専門家派遣	14回
住民説明会等への職員派遣	34回
除染情報プラザにおける専門家の派遣数	243回

◆ 風評払拭に向けた情報発信の検討協議会の設置

県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討するため、学識経験者、メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信協議会」を設置しました。

- ・ 新生！ふくしまの恵み発信協議会 6回開催

◆ 大学等との共同研究の実施

県の水産試験研究機関と大学等が共同して、水産物や海洋の放射性物質対策に必要な試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究の相手先 6件

今後の取組
の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託化を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図ります。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する人的支援等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

・市町村訪問による協議等 63回

◆長期避難者等の生活拠点整備実現に向けた協議

長期避難者等が避難生活を安心して送ることができるよう、受入市町村ごとに避難元市町村との個別協議を加速させるとともに、平成25年12月に「第二次福島県復興公営住宅整備計画」を策定（全体で4,890戸整備）し、関係市町村との協議を進めながら、県営復興公営住宅の整備に着手しました。

・受入自治体ごとの個別協議 28回

◆被災市町村職員確保等連絡会議の開催

復興・再生業務が本格化するに当たり、不足する職員の確保対策についての協議の場として、被災市町村職員確保等連絡会議を開催しました。

・被災市町村職員確保等連絡会議 3回開催

今後の取組
の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆県任期付職員の派遣

平成26年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・平成26年度任期付職員市町村派遣数 29名（平成25年度採用更新者21名含む）
（うち平成26年度採用・派遣職員数 8名）※平成26年5月1日付け採用者1名含む

◆市町村の人員確保に向けた支援等の取組

被災市町村における職員確保対策について協議する被災市町村職員確保等連絡会議において、任期付職員、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、他地方公共団体への継続派遣要請、復興庁からの職員派遣など、自団体での人員確保について助言を行いました。

また、市町村OB職員等の活用を図るため、総務省を通じOB職員の情報提供を行い、職員が不足する被災市町村とのマッチングを行いました。

- ・被災市町村職員確保等連絡会議 3回開催【再掲】

◆市町村合同採用試験等の実施

震災からの復旧・復興等増加する業務に対応するため、県・市長会・町村会と連携して初めて合同で採用試験及び説明会を東京都で開催し、4名の採用が内定しました。

- ・平成26年度任期付職員4名（国見町1名、富岡町3名）採用

◆市町村等駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村及び双葉地方町村会に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、支援を行い、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を行いました。

- ・市町村駐在員等を介して市町村から寄せられた要望等への対応

◆県職員の派遣

復興・再生の支援等を行うため、市町村からの派遣要請により県職員を派遣しました。

平成25年度	25名（19市町村）
平成26年度	29名（20市町村）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で被災市町村首長等と共に各都道府県市長会総会等の場での要請や全国の都道府県、町村会などを訪問し、人的支援の要請活動を行いました。

《要請訪問活動》

- ・ 都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問
(平成25年7月23日～平成26年2月7日)

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要請数	決定数	充足率
平成25年度	295名	250名	84.7%
平成26年度	276名	237名	85.9%

(平成26年4月1日現在)

今後の取組 の方向性

■ 市町村の執行体制確保に向け、市町村自らによる人員確保を促すとともに、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

- 避難指示区域等の市町村の復興計画策定に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局等として参画し助言を行いました。【4町村31回】
- 福島復興再生特別措置法に基づき内閣総理大臣が決定する「避難解除等区域復興再生計画」の計画変更に当たり、避難指示区域等12市町村と連携し、更新作業に取り組みました。【平成26年1月に国・県・市町村の合同説明会を開催し、「3人4脚」で変更計画内容を調整】
- 市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【改定市町村：3市町】
- 平成25年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。
 - ・ 作付制限 7市町村 (21旧市町村)
 - ・ 作付再開準備 5市町村 (15旧市町村)
 - ・ 全量生産出荷管理 12市町村 (25旧市町村)
- 園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理計画を策定しました。【ウメ(2市2町)及びキウイフルーツ(1市)の出荷等制限解除計画を策定】
- 水産業の復興に向け、沿岸市町の復興に係る協議会等に県職員を派遣し、助言を行いました。【4市町】
- 新潟・福島豪雨災害の災害復旧計画の見直し支援を行いました。【林道災害復旧事業14件、治山事業1件】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

《県営事業実施状況》（平成25年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
356箇所	138箇所	42箇所

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《団体営（市町村）事業実施状況》（平成25年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
2,717箇所	2,389箇所	2,252箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《県代行工事》

- 相馬市所管の公共土木施設災害復旧事業（市道大洲松川線）の代行

《復興まちづくりの推進》

- 不足土の調達に係る検討・調整を進め、宮城県から盛土材の受入を開始
- 防災緑地全10地区中9地区の工事を発注
- 被災市街地復興土地地区画整理事業全7地区認可、7地区で着工
- 防災集団移転促進事業全60地区のうち、38地区で造成着手、23地区完了
- 復興整備計画に関し、関係機関との調整等を行い、6市町の復興整備協議会を開催

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、県営復興公営住宅の整備に着手しました。

- ・ 県全体の4,890戸整備予定のうち519戸着工（※平成26年6月1日現在）
（いわき市250戸、郡山市160戸、会津若松市62戸、福島市47戸）
- ・ 県全体の4,890戸整備予定のうち県代行整備67戸（大玉村）（※平成26年6月1日現在）

◆農林水産物の出荷制限解除に向けた連携

農林水産物に係る出荷等制限品目の解除に向けて市町村等と連携して出荷等制限解除計画を策定するとともに、モニタリング検査等を実施しました。

《検査実績》

- 米（平成25年産米） 約1,095万点 ⇒ 基準超過点数28点
- 園芸品目 5,806点 ⇒ 基準超過品目なし

◆民間処理業者を活用した災害廃棄物処理支援

大規模災害のため災害廃棄物の処理が困難な市町村からの要請に応じ、民間処理業者を活用した災害廃棄物処理の支援を行いました。

- ・ 1町及び1一部事務組合から要請・支援（平成25年度）
※平成23年度からの継続を含め、16市町村及び1一部事務組合を支援

◆ふくしま復興応援隊（復興支援員）の設置

市町村が提案した「復興・地域活性化プロジェクト」の実現のため、国の「復興支援員制度」を活用し、復興に伴う地域協力活動に従事する、ふくしま復興応援隊（復興支援員）を配置しました。

《配置先》相馬市1名、新地町2名

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示解除準備区域等における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、関係市町村及び県・国等で構成する検討会を開催しました。

・検討会 3回開催

◆JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向けて、平成25年11月10日、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（座長：福島県知事）を設置するとともに、只見町復旧復興基金を設置し関係市町村と共に県内外の個人や企業、団体などからの寄附金を募集しています。

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

復興事業に対応する発掘調査体制を強化するため文化財発掘調査専門職員の配置の見直しと増員を図りました。

また、避難区域内に所在する町の歴史資料館に残された文化財の救援活動を行いました。

《埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置》

平成24年度	11名	（平成23年度比6名増）
平成25年度	18名	
平成26年度	17名	

《文化財の救援活動》

- ・避難区域内の歴史資料館から搬出し一時保管施設（旧相馬女子高等学校）に保管している文化財1,222箱を県文化財センター白河館に設置した仮保管施設へ搬送・保管
- ・また、避難区域内の歴史資料館に残っている文化財1,652箱を一時保管施設に搬入し、ほぼ全ての文化財を搬出

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の自主性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

《平成26年度から移譲を行うもの》

- ・老人福祉法 1市 6事務
- ・特定非営利活動促進法 2市 36事務

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

・人事交流 11名／実務研修生11名

◆事務の共同処理・広域処理の調整

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村で構成する協議会等八人的・財政的支援を行いました。

- ・奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名
- ・双葉地方町村会 県職員駐在1名

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応することにしました。

◆県出先機関における支援体制の整備（相双農林事務所双葉普及所川内村駐在）

双葉地域における営農再開を支援するため、川内村に双葉農業普及所の駐在員を配置しました。

- ・人数 農業職2名
- ・場所 川内村役場庁舎内
- ・時期 平成26年3月1日～

◆県出先機関における支援体制の整備（相双農林事務所及びいわき建設事務所）

避難市町村のニーズに対応するとともに、浜通りの公共土木施設等の復旧・復興事業を迅速かつ着実に実施するため、相双農林事務所及びいわき建設事務所の組織体制を強化しました。

- ・相双農林事務所農村整備部の2課を3課体制へ改編
- ・相双農林事務所森林林業部に用地課を新設
- ・いわき建設事務所復旧・復興部の復旧・復興課を2課へ改編

今後の取組 の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 市町村サポート体制の強化については、市町村における人材の育成や自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の整備に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、平成25年度震災復興特別交付税の算定のほか、新たに市町村復興支援交付金（津波被災住宅再建事業分）を交付し、市町村への財源確保のための支援を行いました。また、市町村の復興財源の確保を図るため、国に対する提案・要望を行いました。

震災復興特別交付税（市町村分）	494億円
市町村復興支援交付金（津波被災住宅再建事業分）	103億円

◆復興交付金の拡充、新たな交付金の創設

復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大とともに、十分な交付金予算を確保することをあらゆる機会を通じ国に対して要望しました。

《復興交付金》

平成25年度補正予算 611億円／平成26年度当初予算 3,638億円 ※国予算措置額

※復興交付金で対応が困難な原子力災害からの復興を図るための福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金は、新設された福島再生加速化交付金に統合

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

市町村の賠償請求等を円滑に進めるため、県の賠償請求の考え方等の周知を図るとともに、団体間の情報共有が図られるよう支援を行いました。

- ・市町村事務担当者会議 2回開催
- ・地方公共団体の賠償請求に係るQ & A等の作成及び市町村の請求状況の取りまとめ等

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・資金不足比率は1つの公営企業会計で資金不足比率が算定されたが、経営健全化基準（20%）を下回っている

《平成25年度財政計画策定市町村》

- ・8市町村

今後の取組 の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。

1 分かりやすく積極的な情報の発信

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

テレビ番組や新聞・広報誌の企画構成等を見直しながら、県内外の多くの方々に分かりやすく伝わるよう「復興の見える化」に取り組み、風評の払拭と風化の防止に向けた広報事業を積極的に展開しました。

- ① テレビ番組、CM、県政ニュース等による県政情報等の提供
 - ・復興番組：FTV・FCT/週1回、KFB・TUF/月1回、CM：年1,738回
- ② 地元紙・中央紙における県政情報等の提供
 - ・民報・民友/県政特集・年10回、随時広報、中央紙5紙/随時広報
- ③ 広報誌の企画構成、県内全戸へ配付・提供
 - ・ふくしまから はじめよう。ゆめだより：年6回/約700,000部
- ④ フェイスブックを活用した部局横断的な情報発信
 - ・いいね！（=支持者）獲得数 40,368件
（平成26年4月30日時点：都道府県公式フェイスブックで最多）

◆「ふくしまから はじめよう。」主要事業の選定

平成26年度当初予算において、「ふくしまから はじめよう。」の趣旨に沿った各部局38の情報発信に関する事業を選定し重点的に推進することにより、国内外への情報発信を強化していきます。

- ・「ふくしまから はじめよう。」主要事業 38事業、約91億円

◆復興・再生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信するとともに、福島復興の要となる「福島特措法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

また、県外イベントでの若手職員のプレゼンや「県民シンポジウム」を開催しました。

① 復興の取組等の情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> ・新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（17回） ・若手職員5名によるプレゼンテーション隊の結成 ・県民シンポジウム（平成26年3月9日、約350名の県民が参加） など
② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に関する県ホームページ、パンフレットによる情報発信（随時） ・特措法制度全般に関する市町村等への訪問説明（随時） など
③ 計画・取組状況等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしま復興のあゆみ」の発行 4回 ・新聞、雑誌等による情報発信 4回（県政特集欄への寄稿） ・説明会等の機会を通じた情報発信 12回（出前講座4回含む） ・視察対応等による情報発信 25回 など
④ 復旧・復興工事の進捗状況の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事の進捗状況を発信する「事業概要の小冊子」の発行（2013年度版7,500部） ・「復旧・復興インフォメーション(15回発行)」、「土木部メールマガジン(毎週)」の発行

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・平成25年度放射能測定地点 18,806地点（施設）

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「ふくしま 新発売。」等で提供しました。

また、水道水や飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査結果を県ホームページで提供しました。

- ・農林水産物のモニタリング検査件数 28,770点
- ・米（平成25年産米）の全量全袋検査件数 約1,095万点
- ・水道水のモニタリング検査件数 延べ12,159検体
- ・飲用井戸等のモニタリング検査件数 延べ1,960検体

③ 説明会やシンポジウム、セミナー等の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正しい情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やシンポジウム等を開催するとともに、よろず健康相談や妊産婦向けセミナー等を開催しました。

- ・食品と放射能に関する説明会等 72回開催、延べ2,558人参加
- ・よろず健康相談（ワークショップ） 158回開催
- ・小児甲状腺がん、妊産婦向けセミナー 92回開催

◆県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報の発信

① 近隣都県への職員派遣

避難者の多い各都県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応にあたりました。（平成25年度：13都県に駐在員10名派遣）

② 情報提供事業

避難者に対し、各種情報媒体を活用し、ふくしまの情報を提供しました。

- ・地元紙（福島民報・福島民友）の送付（46都道府県515カ所 1,122部を週2回送付）
- ・広報誌等の送付（避難指示区域指定12市町村 約43,000世帯に月2回送付）
- ・地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（避難指示区域指定12市町村 約43,000世帯及び46都道府県の公共施設約1,600箇所へ送付）

◆県内外避難者に対するリアルタイムな情報の発信

県内外の避難者に通信機能がついたデジタルフォトフレームやタブレット端末を配布し、行政情報やふるさと情報をリアルタイムで配信する「ふるさとの絆電子回覧板事業（きずな回覧板）」を実施しました。

また、多機能なタブレット端末への移行を支援し、避難者により幅広い情報の提供と利用促進に努めました。

《9市町村で実施（配布台数22,560台）》

- ・楢葉町：平成25年度からタブレット端末（きずな回覧版）の稼働・運用を開始
- ・大熊町：平成25年度からFF端末からタブレット端末に移行
- ・飯館村：単独で導入したタブレット端末に「きずな回覧板」機能を搭載し運用を開始
- ・浪江町：「ICT地域きずな再生・強化事業」としてタブレット端末導入を決定

◆風評払拭に向けた取組

① 観光や県産品、農林水産物の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向け、県内観光地の放射線量や食の検査体制等本県に関する正確な情報発信を行うとともに、県内観光施設や温泉、特産品、食、「八重のふるさと福島県」など本県観光の魅力について発信しました。

また、風評により低下した県産品、農林水産物のイメージ回復を図るため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」の整備を始め、トップセールス等の販売促進活動やメディア発信、消費者・バイヤー等招へいツアー、知名度のあるトップシェフ等との連携など効果的かつ戦略的プロモーションを展開しました。

- ・首都圏情報発信拠点である「日本橋ふくしま館（MIDETTE）」開館（平成26年4月12日東京都日本橋）
- ・県産品情報誌3回発行、雑誌（dancyu、レタスクラブ等）14回掲載
- ・ふくしま応援シェフと消費者との交流会 15回、544名参加
- ・TOKIO出演テレビCM、消費者・バイヤー・メディア向けセミナーツアー10回実施 等

② 消費者と生産者等との理解交流

風評に惑わされることなく自らの判断で正しく食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者等との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

- ・農産物放射能検査場の現地視察等 4回実施、延べ436名参加

◆国際会議等を活用した世界への情報発信

JETプログラム新規招致者等に対するスタディーツアーや、国際ミーティングエキスポへの出展等を通して、本県の復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・JETスタディーツアー（平成25年10月19～20日、11月16～17日、平成26年2月22～23日）
- ・国際ミーティングエキスポ（平成25年12月10～11日）

今後の取組 の方向性

■ふくしまからはじめよう。情報発信戦略に基づき、県として統一感を持って情報を発信し、「ふくしまからはじめよう。」の想いのもと、民間等と連携した取組をはじめ、ふくしまならではの情報発信を国内外に向けて行い、本県の新しいイメージを創ることで、風化を防止するとともに、風評の払拭を図っていきます。

■引き続き県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組めます。

2 継続的な行財政改革への取組

◆公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

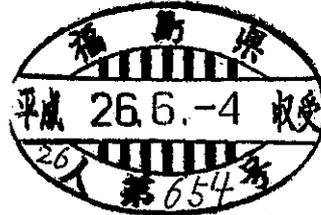
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp



26行推第1号
平成26年6月4日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 佐藤 雄平 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 横道 清孝



行財政改革の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・再生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・再生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

なお、復興・再生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興・再生に向けた取組や安全・安心に関する情報、福島県の魅力等について、多様な主体と連携・協働しながら、あらゆる機会を活用し、県内はもとより国内外に分かりやすく、かつ定期的・積極的に情報発信していくことが求められる。
- 2 復興公営住宅を始めとした社会インフラの整備を迅速かつ着実に進め、復興・再生に向けた動きを県民の目に見える形で具現化していくことが求められる。
- 3 復興・再生を進める上で、各市町村が直面する行政課題には様々なものがあり、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うことが求められる。
- 4 復興・再生を推進していくため、引き続き安定的な財源の確保や繰越額の縮減に取り組むとともに、産業振興や雇用創出、人材育成など、中長期的な視点に立った施策を講じていくことが求められる。
- 5 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保に取り組む一方、メンタルケアを含めた職員の健康管理に取り組んでいくことが求められる。